

秘密厳守
相談無料

総務省行政相談センター

まぐみみ

どこに相談すればいいか、わからない—
そんな時はひとりで抱えこまず、
行政相談へ。年金、子育て、被災者支援…
どんなお悩みも一緒に考えます

お困りごとに
「聞く耳」
あります!

行政相談マスコット
キグーン

医療保険・
年金のこと

子育てのこと

被災者支援
のこと

雇用のこと

行政

●あなたの困りごと、**行政相談委員**にご相談ください!●

大崎上島町では下記日程で行政相談委員による相談所を開設します

【日時】 10月1日(水) 10:00~15:00

【場所】 大崎上島町役場木江支所

【日時】 10月2日(木) 10:00~15:00

【場所】 大崎上島町開発総合センター

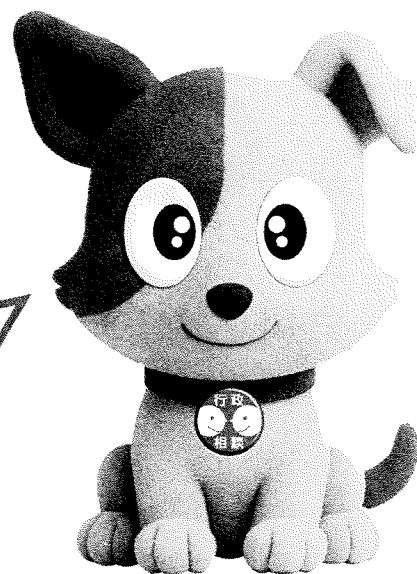
【日時】 10月3日(金) 10:00~15:00

【場所】 大崎上島町役場本庁

相談は無料で、秘密は厳守されます。詳しくは裏面へ。

行政相談ってなあに？

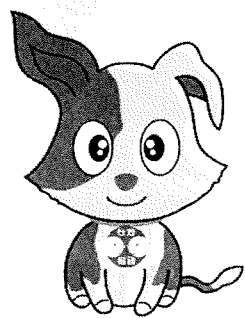
行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。



国、特殊法人の仕事などについて苦情や意見・要望を受け付け、相談者と関係行政機関の間に介在して、その解決や実現を促進(あっせん)します(関係行政機関に対して、指導、監督、命令する権限はありません。)

行政相談の窓口

まぐみみ広島



総務省行政相談センター

来訪・手紙

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館13階

電話(行政苦情 110 番)

0570-090110

FAX

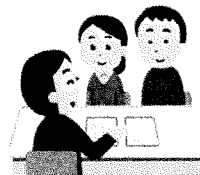
082-228-4955

インターネット

行政相談 受付

検索

行政相談委員



総務大臣から委嘱された民間ボランティアの行政相談委員が相談を受け付けています。

市役所、役場、公民館などで定期的に相談所を開設しています。

行政相談委員が開設する相談所の日程については、ホームページ等で御確認ください。

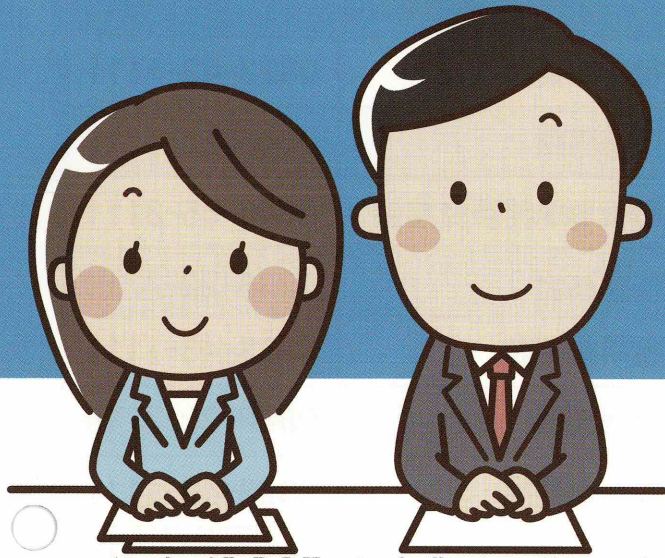
<https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

お問合せ先：中国四国管区行政評価局 082-228-6173



広島弁護士会呉地区会

せとうち法律相談センター



呉地区会弁護士があなたの暮らす町を巡回して、ご家庭の問題や交通事故、借金問題などあなたの悩みにお答えします。まずは、電話にてご予約ください。相談日・相談場所の詳細については、このチラシの裏面に記載しております。

相談料
無料



江田島市法律相談会

各日 13:00
~16:00

問合せ: 江田島市役所総務課 (TEL.0823-43-1111)

竹原市法律相談会

各日 13:00
~15:00

問合せ: 竹原市役所総務課 (TEL.0846-22-7719)

① 能美市民センター

令和7年4月10日(木)

令和8年3月12日(木)

② 江田島市役所

令和7年6月12日(木)・12月11日(木)

③ 沖美市民センター

令和7年7月24日(木)

④ 江田島保健センター

令和7年9月11日(木)

令和8年1月8日(木)

⑤ 沖美ふれあいセンター

令和7年10月9日(木)

● 竹原市人権センター

令和7年

4月24日(木)・5月22日(木)・6月26日(木)

7月24日(木)・8月28日(木)・9月25日(木)

10月23日(木)・11月27日(木)・12月25日(木)

令和8年

1月29日(木)・2月26日(木)・3月26日(木)

大崎上島町法律相談会

各日 13:00
~16:00

問合せ: 大崎上島町役場総務課庶務係 (TEL.0846-65-3111)

● 東野保健福祉センター

令和7年5月15日(木)・8月21日(木)・11月20日(木)

令和8年2月19日(木)

令和7年度 せとうち法律相談センター 相談日 開催日程

日付	場所	問合せ	
4月10日(木)	能美市民センター	江田島市役所総務課	0823-43-1111
4月24日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
5月15日(木)	東野保健福祉センター	大崎上島町役場総務課庶務係	0846-65-3111
5月22日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
6月12日(木)	江田島市役所	江田島市役所総務課	0823-43-1111
6月26日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
7月24日(木)	沖美市民センター	江田島市役所総務課	0823-43-1111
7月24日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
8月21日(木)	東野保健福祉センター	大崎上島町役場総務課庶務係	0846-65-3111
8月28日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
9月11日(木)	江田島保健センター	江田島市役所総務課	0823-43-1111
9月25日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
10月 9日(木)	沖美ふれあいセンター	江田島市役所総務課	0823-43-1111
10月23日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
11月20日(木)	東野保健福祉センター	大崎上島町役場総務課庶務係	0846-65-3111
11月27日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
12月11日(木)	江田島市役所	江田島市役所総務課	0823-43-1111
12月25日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
1月 8日(木)	江田島保健センター	江田島市役所総務課	0823-43-1111
1月29日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
2月19日(木)	東野保健福祉センター	大崎上島町役場総務課庶務係	0846-65-3111
2月26日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719
3月12日(木)	能美市民センター	江田島市役所総務課	0823-43-1111
3月26日(木)	竹原市人権センター	竹原市役所総務課	0846-22-7719

令和7年度定額減税補足給付金 (不足額給付)のご案内

「調整給付金(不足額給付)」とは？

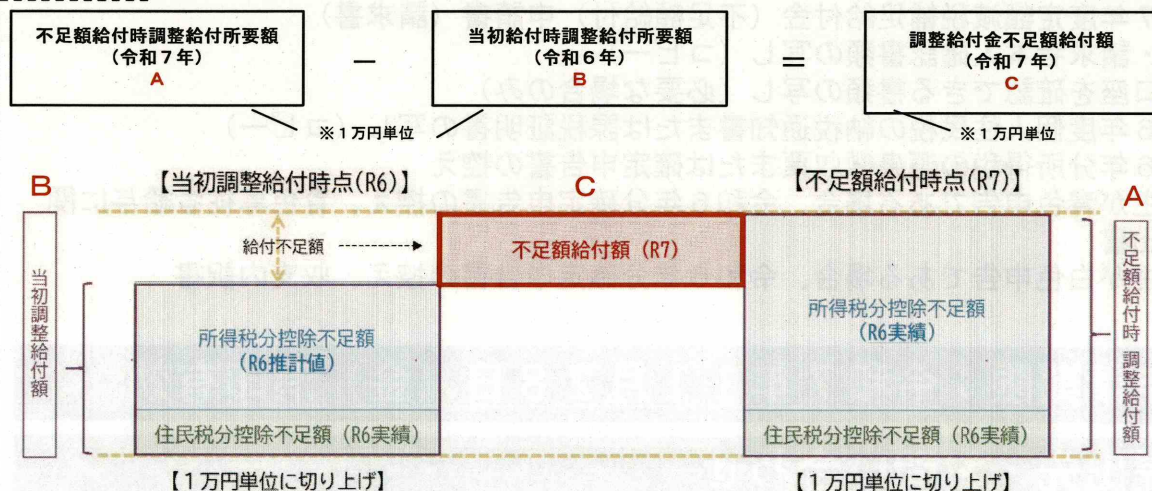
調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

不足額給付1

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

- 例
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」 > 「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」 < 「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

不足額給付2

個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方(=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方)に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給
※令和6年1月1時点で国外居住者であった場合には3万円

給付要件

- ★以下のいずれの要件も満たす方
- ・ 令和7年1月1日時点で大崎上島町に住民登録がある方(大崎上島町に住民登録がない場合は、前住所地にお問合せください)
 - ・ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割とともに定額減税前税額がゼロ(本人として、定額減税の対象外であること)
 - ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、合計所得金額48万円超の方(扶養親族等としても定額減税の対象外であること)
 - ・ 低所得世帯向け給付(令和5年度非課税世帯給付金(7万円)又は均等割のみ課税世帯給付金(10万円)、令和6年度非課税世帯ならびに均等割のみ課税世帯給付金(10万円))の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

給付金の申請手続き

不足額給付 1

- ・対象者には、大崎上島町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
 - ・確認書の内容（給付要件、振込先等）を確認・記入し、必要書類を添付のうえ、大崎上島町に直接または返信用封筒にてご返送ください。
 - ・返信された確認書は、審査の上、順次、給付金を口座振込します。
- ※大崎上島町が確認書を受理した日から、約3週間後が目安です。

【提出書類】

- ・調整給付金（不足額給付分）支給確認書
- ・本人（代理人）確認書類の写し（コピー）
- ・受取口座を確認できる書類の写し（必要な場合のみ）
- ・源泉徴収票や確定申告書等の写し（必要な場合のみ）

不足額給付 2

- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - ・申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、大崎上島町に直接または郵送にてご提出ください。
 - ・提出された申請書は、審査の上、順次、給付金を口座振込します。
- ※大崎上島町が申請書を受理した日から、約3週間後が目安です。
- ※申請書は大崎上島町本庁・各支所にて配布、または大崎上島町ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

【提出書類】

- ・令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（請求書）
- ・申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）
- ・受取口座を確認できる書類の写し（必要な場合のみ）
- ・令和6年度個人住民税の納税通知書または課税証明書の写し（コピー）
- ・令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の控え
- ・事業主が青色申告である場合、令和6年分確定申告書の控え、青色専従者給与に関する届出書
- ・事業主が白色申告である場合、令和6年分確定申告書の控え、収支内訳書

申請期限：令和7年11月28日（金）消印有効

提出先・お問い合わせ

〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1

大崎上島町役場 総務課 庶務係

☎ 0846-65-3111（平日9:00～17:00）



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（不足額給付）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに大崎上島町の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
最寄りの警察署か警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。